

〔別 紙〕

様式 1

事業報告書

(自 令和03年9月1日 至 令和04年8月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 森内科クリニック
- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
- ② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
- 出資額限度法人 その他
- ③ 基金制度採用 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷445番地
- (3) 設立認可年月日 平成25年 9月13日
- (4) 設立登記年月日 平成25年 9月18日

2 事業の概要

- (1) 本来業務 (開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
診療所	医療法人 森内科クリニック	長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷445番地	

- (2) 附帯業務 (医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務)

該当なし

- (3) 収益業務 (社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務)

なし

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和03年 9月30日 令和02年度決算の決定

令和04年 8月31日 令和04年度の事業計画及び収支予算の決定

// 令和04年度の借入金額の最高限度額の決定

- (5) その他

なし

様式 3 - 3

法人名 医療法人 森内科クリニック

※医療法人整理番号

所在地 長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷 4 4 5 番地

貸 借 対 照 表

(令和 4 年 8 月 31 日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	10,822	I 流 動 負 債	3,044
II 固 定 資 産	22,898	II 固 定 負 債	23,357
1 有 形 固 定 資 産	4,626	負 債 合 計	26,401
2 そ の 他 の 資 産	18,272	純 資 産 の 部	
		科 目	金 額
		I 利 益 剰 余 金	-1,681
		1 そ の 他 利 益 剰 余 金	-1,681
		II 基 金	9,000
		純 資 産 合 計	7,319
資 産 合 計	33,720	負 債 ・ 純 資 産 合 計	33,720

法人名 医療法人 森内科クリニック

※医療法人整理番号

所在地 長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷4 4 5番地

損 益 計 算 書

(自 令和 3年 9月 1日 至 令和 4年 8月 31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事 業 損 益	
1 事 業 収 益	55,692
2 事 業 費 用	58,351
事 業 損 失	-2,659
II 事 業 外 収 益	80
経 常 損 失	-2,579
III 特 別 利 益	2,015
税 引 前 当 期 純 利 益	-564
法 人 税 等	71
当 期 純 利 益	-635

様式 2

法人名 医療法人 森内科クリニック

※医療法人整理番号

所在地 長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷 4 4 5 番地

財 産 目 録
(令和 4年 8月 31日現在)

1. 資 産 額	33,720 千円
2. 負 債 額	26,401 千円
3. 純 資 産 額	7,319 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	10,822
B 固 定 資 産	22,898
C 資 産 合 計 (A + B)	33,720
D 負 債 合 計	26,401
E 純 資 産 (C - D)	7,319

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式5

監事監査報告書

医療法人 森内科クリニック
理事長 森 久光 殿

私は、医療法人 森内科クリニックの令和03会計年度（令和03年9月1日から令和04年8月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和04年9月30日

医療法人 森内科クリニック

監事 後藤 健太